

(大阪税関をご利用者の皆様へ)

令和元年5月
大阪税関

関西空港税関支署における通関処理体制の変更等について

平素から税関行政に対して、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

先般お知らせしました関西空港税関支署における通関処理体制の変更について、変更に伴う留意点及び関西空港地方合同庁舎のレイアウト変更内容を下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更年月日

通関処理体制：令和元年7月1日（月）（NACCS等のシステム対応は同日午前0時から変更）

レイアウト：令和元年6月24日（月）及び7月1日（月）

2. 通関処理体制の変更に伴う主な留意点

別紙1「通関処理体制の変更等に伴うNACCS関連業務の取扱い」を参考に処理願います。

3. 関西空港地方合同庁舎のレイアウト変更

別紙2「関西空港地方合同庁舎のレイアウト変更について」のとおり

4. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせにつきましては、次の窓口へお願い致します。

【お問い合わせ先】

関西空港税関支署業務管理課

電話（072）455－1702

1703

通関処理体制の変更等に伴うNACCS関連業務の取扱い
(関西空港税関支署)

(1) 6月30日までに輸出入申告を行い、当日中に許可(承認)が未済のもの
はどの部門が処理することとなるのか。
また、仕掛中の輸出入申告の担当部門が、7月1日をもって変更となった
場合はどうか。

(答)

いずれの場合も、7月1日以降の新しい体制に従い、担当部門が処理する
こととなります。

なお、6月30日までに予備申告を行った輸出入申告についても、同様に、
新たな担当部門が処理することとなります。

(2)

修正申告や更正請求に係る事前審査についても、新しい体制に引き継がれ
るのか。

(答)

7月1日以降の新しい体制に従った担当部門に引き継ぎ処理することとな
ります。

(3) 設問1の場合、宛先部門コードを変更・訂正する必要があるか。

(答)

・ 申告内容に訂正がない場合：

変更等は不要です。

・ 申告内容に訂正がある場合：

内容の訂正に併せて、7月以降の体制に従い、宛先部門の変更を行って
いただくようご協力をお願いします。

ただし、6月30日までに特別通関部門の部門コード「06」を宛先とし
た輸出入申告の訂正については、7月1日以降においてシステム上処理が
できないため、申告内容の訂正に併せて宛先部門を上書き訂正いただくこ
ととなります。

(4) B P承認を受けた後、I B P業務が未済のものについてはどうか。

(答)

上記同様、7月1日以降の新しい体制に従い、担当部門が処理することとなります。よって、7月1日以降、担当部門が変更となる場合は、I B P時に内容訂正に併せて、7月以降の体制に従い宛先部門の変更を行っていただくようご協力をお願いします。

ただし、6月30日までに特別通関部門の部門コード「06」を宛先とした輸入申告の訂正については、7月1日以降においてシステム上処理ができないため、申告内容の訂正に併せて宛先部門を上書き訂正いただくこととなります。

(5) 6月30日までに許可を受けた貨物に係る修正、輸出入許可後の訂正の担当部門は。

(答)

7月1日以降の新しい体制に従い、担当部門が処理することとなります。ただし、特別通関部門の部門コード「06」を宛先とした輸出許可後の訂正は、システム上処理ができないため、輸出許可内容の訂正に併せて宛先部門を上書き訂正いただくこととなります。

(6) S P貨物については、時間外であっても、緊急貨物識別「R」を入力することなく特別通関部門申告となっているが、7月1日以降の入力方法はどうか。

(答)

7月1日以降の時間外に行う輸出入申告は、一般貨物、S P貨物ともに「申告先種別」欄に「R」（緊急通関貨物）の入力をお願いします。

(7) 6月30日までに事項登録を行い、7月1日以降に輸出入申告等を行う場合の取扱いについてはどうか。

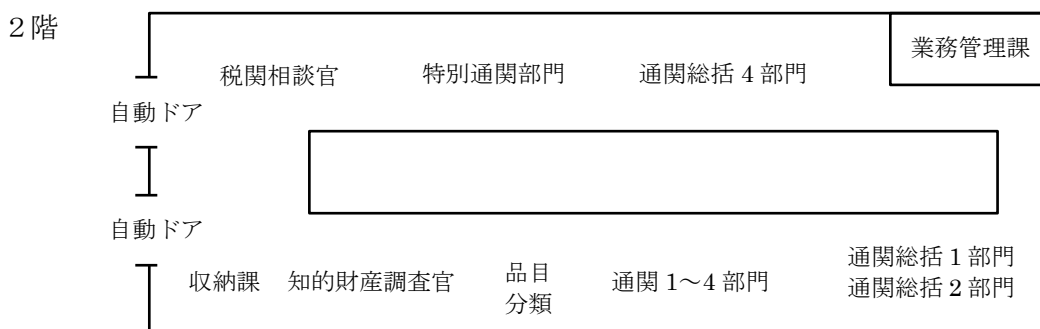
(答)

輸出入申告については7月1日以降に申告事項登録業務で宛先部門コードを消去（空欄に）した上で申告等（再送信）を行っていただくと7月1日以降の担当部門（宛先部門）が自動的に払い出されます。

また、修正申告や更正請求については、7月1日以降の体制による宛先部門（05、66）に変更をお願いします。

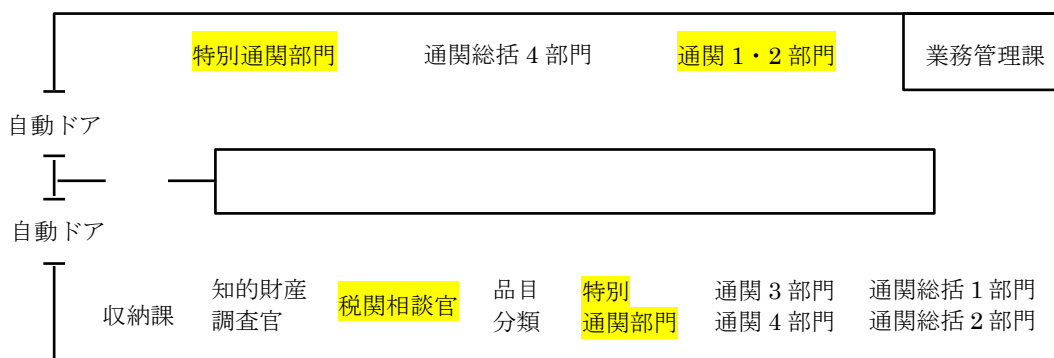
関西空港地方合同庁舎（2階）のレイアウト変更について

現 行



6/24 (月) ~ **■** 部分を変更【レイアウトのみ変更し、業務内容は現行通り】

2階



7/1 (月) ~ **■** 部分を変更【業務内容も変更】

2階

